

# 令和3年度 介護職員初任者研修 学則

「令和3年度 介護職員初任者研修11月通学コース」

研修期間:令和3年11月6日(土)～令和4年2月27日(日)





## 介護員養成講座（学則）

(1) 開講の目的

介護従事者としての就業倫理と態度を養い、社会福祉及び関連領域の基礎知識と介護の技能・技術を習得します。

(2) 研修の名称

令和3年度 介護職員初任者研修 11月通学コース

(3) 実施場所

特定非営利活動法人 ふれあいサロンさん・さんガーデン  
さん・さん北方

住所：493-8001 愛知県一宮市北方町北方字内沼 257 番地 1  
一宮福祉サポート

住所：491-0908 愛知県一宮市深坪町 33 番地 2

(4) 研修期間

令和3年11月6日（土）～令和4年2月27日（日）まで  
原則として土・日・月(祝日)に実施

(5) カリキュラム及び使用する教材

研修日程表：別紙「介護職員初任者研修カリキュラム」参照

テキスト：『介護職員初任者研修課程テキスト1～3』

株式会社 日本医療企画 発行

(6) 講師氏名及び職名

(兼) 井浪 典子 NPO 理事長

(兼) 坂井田 美幸 NPO 法人 さん・さんガーデン居宅介護支援事業所 介護支援専門員

(兼) 水野 恵子 NPO 法人 さん・さんガーデン居宅介護支援事業所 介護支援専門員

(兼) 馬込 範枝 NPO 法人 さん・さんガーデン通所介護事業所 介護員

(兼) 水野 聖子 社会福祉法人 さん・さん福祉会 介護員

(兼) 井浪 道則 (株)シェ・サン 訪問介護事業所 介護員

(兼) 朝倉 節子 第二大和の里指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員

(兼) 石黒 智美 セベ心療クリニック 看護師、介護支援専門員

(兼) 水谷 正臣 (株)一宮福祉サポート代表取締役社長

(7) 研修修了の認定方法及び免除科目

<研修修了の認定方法>

研修の全課程を履修したものに対して、「愛知県介護養成研修事業者指定事務処理要領」初任者研修実施要項の「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」において定める「各科目の到達目標、評価、内容」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得程度を評価し、かつ、筆記試験を実施して修了の評価を行なう。筆記試験による修了評価の結果、合格基準（C以上）に達していない場合は、速やかに補講等を行い到達目標に達するように努め、再評価を実施受講者の理解度を確認する。

<評価基準>

A=90点以上 B=80~89点 C=70~79点 D=70点未満

<免除科目>

科目免除の取り扱いは行わない。

(8) 募集時期

令和3年10月25日（月）～ 令和3年10月29日（金）

(9) 受講資格

16歳以上の心身ともに健康な方

(10) 受講定員

19人

(11) 受講手続

申し込み用紙、本人確認書類の提出及び受講料の納入をもって受講の手続きを完了するものとする。

(12) 受講料

65,000円 ※テキスト代含む

(13) 欠席・補講の取扱い

全課程を受講しなければならないため、遅刻、早退、欠席は認めない。

やむを得ず研修の一部を欠席した者については、研修時間数の1割を上限とし、前条に定める修業年限内に補講等を行うことにより当該科目に出席したものとみなすことができるものとする。

補講の方法は、再度講義を受講する場合又は課題レポートにより補講とする場合がある。ただし、「1.職務の理解」及び「10.振り返り」についてレポート課題を提出することによる補講は認めない。また「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の科目のうち(6)から(11)及び(14)の項目についても実技演習を実施するため、レポート課題提出することによる補講は認められない。

補講費用は必要に応じて1項目 1,000円とする。

(14) 研修の延期等及び苦情等に対する対応

不慮の事態等により、研修の継続または実施が困難になった場合は、研修の準備が整い次第、研修を再開または実施する。

この研修への苦情等は、当法人にて対応する。

(15) 個人情報の取扱い

研修事業実施により知り得た受講者に係る個人情報は厳正に管理する。

受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(16) 研修修了者名簿は愛知県知事に提出され、管理される旨の記載

研修修了者は修了者名簿に記載し、愛知県で指定された様式に基づき知事に報告し、管理される。

(17) 本人確認について

本人確認については、以下のいずれかの写しの提出によって行う。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カード等の提示
- ・ 在留カード等の提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 年金手帳の提示
- ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

(18) その他研修受講に係る重要事項

この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は当法人がこれを定める。